

3月定期総会 会議録

会議の開催日時 令和8年3月12日(木) 13時30分 ～ 15時00分

会議の開催場所 彦根市役所 5-1、5-2会議室

会議の内容

- 議第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
- 議第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
- 議第12号 彦根市農用地利用集積等促進計画(案)

出席農業委員は下記のとおり

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 大西 太郎 | 11 澤田 勘一(副会長) |
| 2 辻 宏 (Bブロック長) | 12 中川 嘉和 |
| 3 田中 金二(会長) | 13 辻野 久和(Aブロック長) |
| 4 高田 克己 | 14 田附 隆司 |
| 5 吉岡 巳津夫 | 15 林 敏 |
| 6 北村 文尾 | 16 濱村 功 |
| 7 伴 孝子(副会長) | 17 疋田 菜穂子 |
| 8 北川 悟 | 18 西川 末美 |
| 9 小林 爲夫 | 19 月田 晴男 |
| 10 松宮 秀治 (Cブロック長) | |

地区担当委員として出席した農地利用最適化推進委員は下記のとおり。

- 7 東村 善市郎 3 小川 英志 16 田中 重和

会議に欠席した農業委員

- 1 大西 太郎 16 濱村 功

会議に出席した事務局員は下記のとおり。

- 局長 林 達也 副主幹兼農地係長 若園 基史

当日の記録係

- 副主幹兼農地係長 若園 基史

○ 議長(田中 金二)

定刻となりましたので、ただいまから3月定期総会を開会いたします。本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。開会に当たりまして、一言

ご挨拶をさせていただきます。

(会長挨拶)

(欠席者がいる場合)

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

- | | | | | | |
|----|-------|------|-------|-------|------|
| 1 | 大西 太郎 | 農業委員 | 16 | 濱村 功 | 農業委員 |
| 1 | 長崎 作藏 | 推進委員 | 9 | 面田 忠彦 | 推進委員 |
| 13 | 杉本 久夫 | 18 | 木村 正彦 | | |

から欠席の報告がされております。

なお、本日の議案にかかる立会報告および案件説明のため、推進委員の

- | | | | | | |
|---|--------|---|-------|----|-------|
| 7 | 東村 善市郎 | 3 | 小川 英志 | 16 | 田中 重和 |
|---|--------|---|-------|----|-------|

に出席いただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、私から指名させていただきます。5番 吉岡 巳津夫 委員、6番 北村 文尾 委員 委員をお願いいたします。

それでは、会長経過報告をさせていただきます。

(会長経過報告)

それでは、今月の許可申請に係る現地調査を3月5日に実施しておりますので、立会報告をお願いいたします。

- 北村 文尾 委員
(現地調査立会報告)

- 議長 (田中 金二)

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。事務局から議題の朗読をお願いいたします。

○ 事務局（若園 副主幹）

議第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

議第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

議第12号 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）

でございます。

○ 議長（田中 金二）

【3条申請審議】

それでは、議第10号農地法第3条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

3条 1番案件

申請地は、市街化区域となっておりブリヂストン彦根工場から南西へ200mほどのところに位置します。

譲渡人は、市外在住で農業をされていないため農地の適正管理が難しく手放したいと思っておられました。一方、譲受人は水稻栽培の規模拡大を計画していたため、両者間で売買する話がまとまりました。

譲受人は、申請地の周辺で40年ほど水稻栽培をされており、さらに自宅から申請地までは徒歩5分と近いため、常時従事要件に抵触する恐れはありません。

さらに、地元の農業関係者にも同意をいただいております、地域との調和要件も問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について 東村 善市郎 推進委員、高田 克己 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 東村 善市郎 推進委員

特に問題ありません。

○ 高田 克己 委員

既に耕作されており、特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、次の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

3条 2番案件

申請地は農業振興地域内・農用地区域外、いわゆる白地となっており、須越町集落に近接する農地です。

譲渡人は高齢となり所有する農地の適正管理が難しく手放したいと思っておられたところ、同じ集落在住の耕作者との間で売買する話がまとまりました。

譲受人は、過去約 10 年にわたり申請地を耕作されています。さらに申請地が譲受人宅の西隣りになるため、常時従事要件に抵触する恐れはありません。

さらに、地元の農業関係者にも同意をいただいております。地域との調和要件も問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について田中 重和 推進委員、林 敏 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 田中 重和 推進委員

譲受人は申請地の裏に住んでおられて適正に管理してもらえと考えます。

○ 林 敏 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、次の案件

の説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

3条 3番案件

申請地は、農業振興地域内・農用地区域外いわゆる白地で、滋賀県立大学から東へ100mほどに位置し、残りの地番502番は、農業振興地域内の農用地区域、いわゆる青地で、滋賀県立大学から南へ200mほどのところに位置しています。

譲渡人は、4年前に相続したものの長年、自身で耕作はされておらず、今後も農地を管理していくことが難しいため手放したいと思っていたところ、この度、譲受人と売買する話がまとまりました。

譲受人は、経営面積約26ヘクタール、近江八幡市から彦根に入り作されている認定農業者です。すでに申請地において耕作および適正な管理が行われていることを確認しており、常時従事要件に抵触するおそれはありません。

また、地域計画においても、将来の耕作者として譲受人が位置付けられており、整合性が保たれていることが確認されています。

さらに、地元の農業関係者にも同意をいただいております、地域との調和要件も問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について田中 重和 推進委員、林 敏 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 田中 重和 推進委員

譲受人は認定農業者であり適正に管理してもらえと考えます。

○ 林 敏 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、次の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

3条 4番案件

申請地は農業振興地域内の農用地区域、いわゆる青地となっており、旧昭和電工の西へ100mほどのところに位置します。

譲渡人は、市外在住でご高齢となり、農地の適正管理が難しく手放したいと思っておられたところ、この度、譲受人と売買する話がまとまりました。

譲受人は、経営面積約201ヘクタール、認定農業者であり、すでに申請地も耕作されています。そのため、常時従事要件に抵触する恐れはありません。

また、地域計画においても、将来の耕作者として譲受人が位置付けられており、整合性が保たれていることを確認しています。

さらに、地元の農業関係者にも同意をいただいております、地域との調和要件も問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、長崎 作藏 推進委員が欠席のため、私からコメントさせていただきます。

○ 議長（田中 金二）

現地は区画拡大されて適切に管理されており特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、次の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

3条 5番案件

申請地は、農業振興地域内・農用地区域外いわゆる白地で、中山道、法士町交差点から南東へ100mほどのところに位置します。

譲渡人は、市外在住で農業をされていないため農地の適正管理が難しく手放したいと思っておられました。一方、譲受人は、果樹園として利用できる農地の取得をした

いと思っており、両者間で売買する話がまとまりました。

譲受人の自宅は申請地から徒歩3分ほどと近く、家庭菜園も既に3年程されていることから、常時従事要件に抵触する恐れはありません。

さらに、地元の農業関係者にも同意をいただいております、地域との調和要件も問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの案件について小川 英志 推進委員、澤田 勘一 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 小川 英志 推進委員

特に問題ありません。

○ 澤田 勘一 委員

事務局の説明のとおり、特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

それでは、次の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

3条 6番案件

申請地は、市街化区域で、犬上橋から北東へ300mほどのところに位置します。

譲渡人は、市外在住で農業をされていないため農地の適正管理が難しく手放したいと思っておられました。一方、譲受人は、譲渡人とは親族関係であり、宇尾町在住ということもあり、今後、申請地を管理していきたいとの理由から両者間で贈与する話がまとまりました。

譲受人の自宅は申請地から徒歩3分ほどと近く、家庭菜園も既に3年程されていることから、常時従事要件に抵触する恐れはありません。現地には、農小屋が撤去された跡として一部、薄い基礎コンクリートが残っていますが、近く撤去する旨を確認し

ております。さらに、地元の農業関係者にも同意をいただいております、地域との調和要件も問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの案件について吉岡 巳津夫 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 吉岡 巳津夫 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

それでは、次の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

3条 7番案件

申請地は、農業振興地域外、市街化調整区域の農地となっており、県道 306 号線から東、名神高速道路を越えたところに位置する農地です。

譲渡人は、高齢により今後、農地の適正管理が難しく手放したいと思っておられたところ、譲受人と売買の話がまとまりました。

譲受人は、野洲市在住ではありますが、父親が野田山町在住で、現在既に頻繁に野田山町に帰省し、父子で申請地近辺の農地で畑利用をされており、常時従事要件に抵触する恐れはありません。

現地には、井戸が残っておりますが、水源地として利用されるため、特段問題はありません。

さらに、地元の農業関係者にも同意をいただいております、地域との調和要件も問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの案件について高田 克己 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 高田 克己 委員

事務局の説明のとおり、特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

【5条申請審議】

続きまして、

議第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

5条 1番案件

申請地の転用目的は車庫・物置で、売買による所有権の移転を伴います。

申請地については、昭和63年頃に、譲受人、譲渡人双方の亡父親同士で既に売買の合意があったそうです。ただ、その際に農地法の許可は取っておらず、登記に関しては仮登記のみを実施し、所有権移転をされないまま今日に至っていました。そして昨年末頃から、このままにしておけないとして双方で話し合い、財産整理のため、申請に至ったものです。

申請地は、江面川と県立大学の間あたり、大学の敷地から西に100m程度のところに位置する、市街化調整区域内、農業振興地域外にあたります。

まず立地基準につきましては、住宅が連たんする集落の中にありますので、第3種農地に分類されます。第3種農地は原則転用が可能です。

一般基準について、利用計画としましては、現況のまま引き続き車庫および物置として使用されます。周辺農地への被害防除措置等につきまして、北側が農地に接していますが、小屋の隣にある住宅が所有者とのことで、説明は済まされています。

南部土地改良区の受益地外である他、その他、各種必要な書類の添付もいただいております。顛末書も添付されており、今後農地法を遵守する旨お約束をいただいております。これらのことから、一般基準については問題無いものと思われま

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について田中 重和 推進委員、林 敏 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 田中 重和 推進委員

特に問題ありません。

○ 林 敏 委員

事務局の説明のとおり、特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。続いて案件の説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

5条 2番案件

申請地の転用目的は農業用資材用地で、売買による所有権の移転を伴います。

譲受人は経営面積が約 25ha、直近の水稻作付けが 17ha ほどであり、申請地の隣に農舎を有しています。そこから排出されるもみ殻を効率よく処理するため、隣地となる申請地にもみ殻庫を設置。それ以外の部分は、手狭となっているトラクターの置場として利用したいとして、譲渡人と売買の話がまとまったため、申請されました。

申請地は、南三ツ谷町の集落と田の間で、畑地が集約されている部分の中にあります。市街化調整区域内、農業振興地域内農用地区域外、いわゆる白地にあたります。

まず立地基準につきましては、集落に近く、水路や農道が挟まっているとはいえ、10ha 以上の青地の田と一体性が認められる農地エリアとなりますので、第 1 種農地に分類されます。第 1 種農地は原則転用が許可できませんが、農業用施設に関しては例外となっていますので、許可可能となります。

一般基準について、利用計画としましては、申請地にもみ殻庫を設置されます。もみ殻庫部分は基礎をされますが、大きさは縦 3m 横 2m で、高さは 6m ほどとなります。それ以外の大部分はトラクター等の置場となり、ひとまずは現況のまま使用される予

定です。周辺農地への被害防除措置等について、雨水は今まで同様地中浸透となります。北側が農地に接していますが、土地所有者への説明は済まされています。

転用計画実現の確実性については、工事見積書および法人の残高証明書が添付されており、金銭的に特に問題はございません。

愛西土地改良区からの意見書の添付がある他、その他、各種必要な書類の添付もいただいております。これらのことから、一般基準については問題無いものと思われま

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について田附 隆司 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 田附 隆司 委員

農業用資材用地で利用するとのことで、特に問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。続いて案件の説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

5条 3番案件

申請地の転用目的は駐車場で、贈与による所有権の移転を伴います。

申請地については、平成8年に和歌山在住の前の所有者がお寺さんに寄附をしようとされたのですが、詳細な理由はわかりませんが、農地法の3条許可で当時のお寺の世話方をされていた2名に贈与されました。その後お寺の土地ながらも個人で相続されていましたが、今回お寺の所有地としてきちんと整理しようとして、5条許可申請されたものです。

申請地は、南三ツ谷町の集落の東側、市街化調整区域内、農業振興地域内農用地区域外、いわゆる白地の農地となります。

まず、立地基準につきましては、集落外縁部近くですが、住宅が連たんするエリア沿いにありますので、第3種農地に分類されます。第3種農地は原則が可能です。

現況は平成8年の前の所有者が贈与された時点で現場の埋立ては済んでいたそうです。また、その当時から近隣の方の駐車場として貸しておられるとのこと。

一般基準について、利用計画としましては、現況のまま、駐車場として申請地を利用されます。周辺農地への被害防除措置等について、雨水は今まで同様地中浸透となります。接する農地所有者への説明は済まれています。

愛西土地改良区からの意見書の添付がある他、その他、各種必要な書類の添付もいただいております。顛末書も添付されており、今後農地法を遵守する旨お約束をいただいております。これらのことから、一般基準については問題無いものと思われま

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について田附 隆司 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 田附 隆司 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。推進委員も含めた審議案件は以上となります。推進委員の皆さんは、ご退席いただいても構いませんし、またご都合が許す方については引き続き定期総会にご参加いただいても構いません。

— 推進委員退室 —

— 農林水産課職員入室 —

続きまして、議第12号 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）を議題として取り上げます。農林水産課から説明をお願いします。

○ 農林水産課

（彦根市農用地利用集積等促進計画（案）を読み上げ）

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

ただいまの彦根市農用地利用集積等促進計画（案）は、原案のとおり市長に報告いたしますので、ご了承願います。

農林水産課の職員さんは退席いただいて結構です。ご苦労さまでした。

－ 農林水産課職員退室 －

続きまして、報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

報告第7号 農地賃貸借の解約通知報告 今月は3件。

報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告 今月は12件。

報告第9号 土地改良法第3条第2項の規定による届出、耕作者から土地所有者に戻っていた土地改良法の3条資格を再度耕作者に戻す届出です。今月2件、面積は1,624㎡。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。ご質問も無いようですので、報告事項については終わります。続きまして、局長専決報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

局専報告第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出報告件数は2件 面積は463㎡です。

局専報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出報告件数は10件 面積は2,825㎡です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。質問がなければ、これもも

ちまして、3月定期総会を閉会させていただきます。本日はご苦勞様でした。